生活援助ケアプラン検討会議実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、生活援助ケアプラン検討会議（以下「会議」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　この会議は、宜野湾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第6号）第16条第20号の規定により介護支援専門員から届出された厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画（以下「計画」という。）の内容の妥当性について検討する。

（構成員等）

第３条　会議は、介護長寿課の次の職員で構成する。

　（１）給付担当及びケアプラン点検指導担当の職員

　（２）保健師の資格を有する職員

　（３）栄養士の資格を有する職員

２　介護長寿課は、必要に応じて会議に次の者の出席を求め、その説明又は意見を聴く。

　（１）計画を作成又は変更した介護支援専門員

　（２）地域包括支援センター職員

　（３）その他介護長寿課長が必要と認める者

（届出）

第４条　計画を作成した介護支援専門員（以下「担当者」という。）は、当該計画を作成又は変更した月の翌月末日までに、訪問介護（生活援助中心型サービス）が規定回数以上となる当該計画及び課題分析票を添えて市に提出する。

（会議）

第５条　市は会議開催月の前月末までに届出された計画について、会議で訪問介護（生活援助中心型サービス）の利用の妥当性について検討する。

２　市は前項の検討の結果、改善が必要と認められたときは、改善すべき内容及び方法等について整理し、担当者に対して伝達する。

（改善状況の報告）

第６条　担当者は、前条で改善が必要と指摘されたときは、３月以内に改善を行い、その結果を市に報告する。（任意様式）

（会議の開催時期）

第７条　会議は随時開催とする。

（個人情報の保護）

第８条　会議の構成員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　会議の庶務は、介護長寿課が所掌する。

　　附則

　この要綱は、平成30年11月１日から施行する。